

契 約 書 (案)

- 1 契約物品名 令和7年度入学生卒業アルバム
- 2 品質及び規格 別記のとおり
- 3 数 量 360冊 (卒業生予定数)
- 4 売 買 代 金 〃 _____ ー (消費税及び地方消費税含む)
- 5 納 入 期 限 令和10年2月19日 (履行開始日 令和7年3月18日)
- 6 納 入 場 所 愛媛県立松山北高等学校
- 7 契約保証金 免 除

上記について、愛媛県立松山北高等学校長 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、次の条項により、売買契約を締結する。

(契約物品の納入)

第1条 乙は、契約物品を頭書の定めにより、甲に納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(納入期限の延長)

第3条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、あらかじめ、その事由を付して、納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して、書面をもって定めるものとする。

(納入の終了通知)

第4条 乙は、契約物品を納入したときは、直ちに、その旨を書面により、甲に通知しなければならない。

(検査等)

第5条 甲は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、甲から納入物品の品質、規格又は数量が頭書の記載と異なる旨の指摘を受けたときは、遅滞なく是正又は改善のうえ、甲にその旨を通知しなければならない。この場合において、甲は、当該通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、第1項又は前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対し、異議を申し立てることができない。

4 契約物品の納入に要する一切の費用及び検査のために消耗、変質又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(所有権の移転等)

第6条 契約物品の所有権は、前条第1項又は第2項の検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた契約物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(売買代金の支払)

第7条 甲は乙からの請求により次のとおり支払うものとする。

- 1 前払金は、令和9年 7月20日頃 円を支払う。
- 2 中間払金は、令和9年12月20日頃 円を支払う。
- 3 精算払金は、令和10年 2月28日頃 残額を支払う。

甲は、請求書を受領した後その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、適法な支払請求書の提出があったものとししないものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、売買代金の受領を第三者に委任してはならない。

(特定物品の危険負担)

第9条 乙は、契約物品が特定物である場合において、甲乙双方の責めに帰することのできない事由により、その債務を履行することができなくなったときは、甲に対し売買代金を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された物品が品質及び規格に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行に追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約物品の納入遅延)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により納入期限までに契約物品を納入することができなかつたときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、売買代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)で遅延利息の計算した額を、損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、納入の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数(第5条第2項の規定により是正又は改善した場合におけるものを含む。)を算入しないものとする。

(支払及び検査の遅延)

第12条 甲は、その責めに帰すべき事由により、約定期間内に売買代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払金額に約定期間の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全

額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は、満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（契約保証金の返還）

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第6条の規定により契約物品の所有金を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出することができる。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から15日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、いつでも、この契約の全部又は一部を解除し、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、契約保証金を違約金に充当することができる。

（1）契約の解除を請求した場合

（2）この契約の履行をしなかった場合又は履行の全部若しくは一部が不能となった場合

（3）契約物品に隠れた契約不適合があった場合

（4）この契約の条項に違反した場合

（5）甲が行う検査に際し詐欺その他の不正行為があった場合

第15条 甲は、自己の都合により、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害の確証があり、かつ、乙から契約解除後30日以内に損害賠償の請求があったものに限り、甲が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

（契約の変更）

第16条 この契約の内容を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（その他）

第17条 この契約書に定めない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市文京町4番地1

甲

愛媛県立松山北高等学校

校長 井上 浩

乙

別 記

1 契約物品の内訳

品 名	品質・規格	数 量	単 価	金 額	納入場所
卒業アルバム	・ A 4 得寸紙ケース付 ・ カラー表紙 ビニールコート使用 ・ 本誌 カラー印刷 最大 60 頁				愛媛県立 松山北高校

2 その他附帯条件

令和 10 年 1 月 31 日までに転退学等のために注文をとりやめる生徒がある場合は、前払金を相殺し、以後、契約金額を減額するものとする。

転入等のために追加注文する場合は、増額するものとする。

学校保存用アルバム及び教職員に対して販売する場合には、契約金額で販売するものとする。

注意事項

- 1 卒業アルバム制作にあたっては、学校側と事前に打ち合わせを綿密に行うものとする。
- 2 来校の際は、学校側の係の名前と約束の時間を事務室受付へ申し出るものとする。
- 3 施設・設備を使用する場合は、学校の係から事前に事務担当者へ申し出てもらい、施設・設備の使用許可を受けているかどうか確認をするものとする。
- 4 この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応

じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。